

宍粟市『人・農地プラン』について

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づき、農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成27年 4月10日

宍粟市長 福元 晶三

記

I. 協議の場を設けた地区（集落）

山崎町宇原地区

II. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成27年 4月10日

III. 当該地区（集落）における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

〈〈経営体数〉〉

個人	4	経営体
法人		経営体
集落営農		経営体

IV. IIIの結果として、当該区域に担い手は十分いるかどうか

担い手はいるが、十分ではない。

5. 農地中間管理機構の活用方針

従事者の高齢化や後継者不足で、今後耕作放棄地が増加する可能性があり、農地中間管理機構の制度検証を行い活用を検討する。

6. 地域農業の将来の在り方

耕作放棄地の発生防止のためにも離農者は地域の担い手への農地の集積を検討し、将来的には、中心となる経営体に農地の貸付けなどを通して協力する。また、生産品目を決めて、この地域にあったブランド米などの新たな作物を作る。